

## マイナンバー制度における個人番号の記入と本人確認について

平成28年1月1日から申請等で、マイナンバーの利用が開始されました。

保育課では、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」等において、児童や保護者、及び同居する全ての者の個人番号を記入していただくことになります。

また、「なりすまし」防止のため、マイナンバー（個人番号）を提供した者が、本人であるかの確認をさせていただきますので、保護者の方は、申込書と下記の確認できるものを一緒に窓口にお持ちください。

### 【確認方法】 ※申請書を持ってきた保護者の方のみ確認します。

- ①個人番号確認…提供した個人番号が、その個人の番号であることを確認させていただきます。
- ②身元確認…提供した者が、その本人であることを確認させていただきます。

個人番号カード	①個人番号の確認	②身元の確認
<p>持っている場合</p> <p>↓</p> <p>1枚で確認できます。</p>	<p><b>個人番号カード【うら面】</b></p> 	<p><b>個人番号カード【おもて面】</b></p> 
<p>持っていない場合</p> <p>↓</p> <p>顔写真付きは、2点 顔写真なしは、3点 で確認します。</p>	<p>・個人番号が確認できる、通知カード、住民票など1点。</p> 	<p>・顔写真付き：運転免許書、パスポートなどいずれか1点。</p> <p>・顔写真なし：保険証や年金手帳、児童扶養手当など2点。</p> 

### 【保護者以外の方が提出される場合】

保護者以外の方が申請書等を提出に来られる場合は、書類を受け取るだけとさせていただきます。そのため、その方による訂正、追加、書類不足の対応は受付できませんので記入漏れ、不足書類等がないよう、ご確認のうえ提出してください。

